



2024年10月29日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社ジンズホールディングス  
(コード番号：3046 東証プライム市場)  
代 表 者 代表取締役 CEO 田 中 仁  
問 合 せ 先 常務執行役員 CFO 中 谷 元 明  
電 話 番 号 TEL (03) 6890 - 4800 (代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年10月29日開催の取締役会において、2024年11月28日開催予定の第37回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。また、監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することをあわせて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等の変更を行うものです。
- (2) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2024年11月28日(予定)  
定款変更の効力発生日 : 2024年11月28日(予定)

以 上

## 【別紙】定款変更の内容

定款変更の内容は次の通りです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査役</u></li><li>3. <u>監査役会</u></li><li>4. 会計監査人</li></ol> <p>第 5 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 12 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 17 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。 &lt;新設&gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 &lt;条文省略&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</li><li>3 &lt;条文省略&gt; &lt;新設&gt;</li></ol>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査等委員会</u> &lt;削除&gt;</li><li>3. 会計監査人</li></ol> <p>第 5 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 12 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 17 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、</u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</li><li>3 &lt;現行どおり&gt;</li><li>4 <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></li></ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 任期満了前に退任した取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>以下本項において同じ。) の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>4 任期満了前に退任した<u>監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第 22 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第 22 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 24 条～第 25 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 24 条～第 25 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 27 条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第 27 条 &lt;現行どおり&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u> 第 28 条 <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u> 第 29 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u> 第 30 条 <u>補欠監査役の予選の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p><u>(任期)</u> 第 31 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第 32 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第 34 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u> 第 35 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u> 第 36 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第 37 条 <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第 28 条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 29 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第 30 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第 31 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 38 条～第 39 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 41 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 42 条～第 44 条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 32 条～第 33 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 34 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第 35 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 36 条～第 38 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>2024 年 11 月開催の第 37 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条第 1 項の定めるところによる。</p> <p><u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p>2024 年 11 月開催の第 37 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条第 2 項の定めるところによる。</p>